12—04　ＰＵＤＴ

審判官の除斥・回避（前審関与）

１．審判官指定（→12—01）に当たっては、特§139①各号（実§41、意§52、商§56①、§68④）に定められた除斥の原因（→59—01）に該当する者は指定しない。

２．除斥の原因の一つとして、特§139①六（実§41、意§52、商§56①、§68④）には、「審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥される。」と規定されている。よって、拒絶査定不服審判事件につき、審判官が以下のいずれかに該当するときには、指定しない。

(1) 特許

ア 拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

イ 前置審査で

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）前置報告をした審査官

(2) 意匠

拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

(3) 商標

拒絶査定前に

（ア）拒絶理由を通知した審査官

（イ）拒絶査定をした審査官

（ウ）補正却下の決定をした審査官

３．　前記の法律上当然に除斥すべきもののほか、審判官の指定に当たっては除斥や忌避の原因（→59―01）に該当し得る場合を可及的に配慮し、原則、以下の者は指定しないこととする。

(1) 無効審判

ア 特許

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）特許査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）公告決定をした審査官

（オ）前置報告をした審査官

（カ）補正却下の決定をした審査官

イ 意匠

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

ウ 商標

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

(2) 実用新案登録無効審判

実用新案技術評価書を作成した審査官

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）特許査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）前置報告をした審査官

（オ）補正却下の決定をした審査官

イ 商標

（ア）拒絶査定をした審査官

（イ）登録査定をした審査官

（ウ）拒絶理由を通知した審査官

（エ）補正却下の決定をした審査官

(4) 補正却下の決定不服審判

補正却下の決定の対象となった手続補正書に対して却下の決定をした審査官

(5) 前記２又は３(1)～(4)に該当する審査官を補佐し、該当する拒絶理由の通知等の審査に関する事務を処理した審査官補

４． 前審関与としない例

(1) 単に所属長として決裁をした審査長、室長等

５． なお、以下については、前審関与には当たらないため、実質上の回避（→59―01）はしない。

(1) 同じ権利に対する複数の無効審判事件

(2) 同じ権利に対する特許（商標登録）異議申立事件と無効審判事件

(3) 同じ権利に対する無効審判事件と訂正審判事件

(4) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する無効審判事件

(5) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する特許（商標登録）異議申立事件

(6) 同じ権利に対する判定事件と他の事件

(7) 審決が取り消されて裁判所から差戻された審判事件（→83―02.2）

（改訂 R5.12）